



日・EU ビジネス・ラウンドテーブル

Unlocking Growth Potential in EU-Japan Business

—日本とEUの連携強化と成長の実現に向けて—

総括提言書（仮訳）
2012年4月3日～4日 於 東京（日本）

1. はじめに

2012年4月3日から4日の二日間に渡り、東京において「Unlocking Growth Potential in EU-Japan Business —日本とEUの連携強化と成長の実現に向けて」をテーマに、日・EUビジネス・ラウンドテーブル（BRT）の年次会合が開催された。本会合では、米倉弘昌氏（住友化学株式会社会長）ならびにジャン・イブ・ルガル氏（アリアンススペース会長兼CEO）が共同議長を務めた。

また、本会合には、枝野幸男経済産業大臣、牧野聖修経済産業副大臣、山根隆治外務副大臣、山川鉄郎総務省総務審議官、ならびにアンティ・ペルトマーキ欧州委員会企業・産業総局副総局長ら日・EU両政府の代表が出席した。

本会合では以下のテーマについて議論を行なった。

1. 総括提言・分野別提言に関する議論と提言の採択
2. 特別会合 (i)日・EU自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA) チャンスと課題、 (ii)エネルギー関連分野におけるEUと日本の協力、(iii)先進経済国の成長戦略と産業復興
3. 日・EU両政府との官民対話
4. 特定テーマに関する非公式会合 (i)財政・金融問題が企業に与える影響、(ii)産業バリューチェーンの堅牢性、(iii)人材開発、(iv)環境保全対策の強化に向けた企業戦略

また本会合では、日・EU FTA/EPAおよび政治・協力に関する協定のほか、産業協力の推進、国際基準に関する協調、多国間貿易の枠組みの今後の方向性など、日本とEUが互いに大きな関心を有している主要課題について議論した。

BRTメンバーは、野田佳彦日本国内閣総理大臣、ヘルマン・ファン・ロンパイ歐州理事会議長、ならびにジョゼ・マヌエル・バローゾ歐州委員会委員長に対して、今月末にも共同でBRTの提言書を建議することで合意した。

2. 背景

EUと日本は、主要先進経済圏として、また、世界の主要貿易・投資国として、さらなる様々な取組みを進めることによって、日・EU経済関係の大きな潜在的成長力を顕在化させることができる。両者は現在、日・EU間の貿易・投資および協力関係の拡大、ならびに、より緊密な日・EU関係の構築に取り組んでいる。共に世界的な金融不安と経済の不確実性を乗り越えるべく、懸命の努力を進めているなか、長期的な、健全かつ、より力強い成長の実現に向け、EUと日本が共通の課題に協力して取り組んでいくことは極めて重要である。

2011年のEU経済は不安定であった。いくつかのEU加盟国の政府債務の持続可能性について懸念が生じたことで、金融市場が不安定となり、経済界、投資家ならびに消費者の信頼を損ねることとなった。経済界としては、投資ならびにEU経済の成長にとってユーロは不可欠である、との見解を表明した。EU首脳の努力によって経済のガバナンスは改善されたが、引き続き、現在の機運を活かし、必要な構造改革を実現していくための努力を重ねていくことが必要である。

日本は、2011年3月に発生した東日本大震災からの本格的な復興と経済の再建に向けて懸命の努力を続けている。日本企業は予想を超えるスピードで震災の影響か

ら回復しつつあったが、内需の低迷や長引くデフレに加え、いくつかの新興国では景気減速の兆しが見えるなど、非常に厳しい環境に直面し、最近では回復のペースが鈍っている。

こうした厳しい状況の下、EUと日本は、この一年間、政治的・経済的協力を一層深め、強化していくために積極的な取り組みを続け、とりわけ、双方の経済成長を加速させることを目指してきた。両政府は、2011年5月に開催された日・EU定期首脳協議において、深く、かつ、包括的な日・EU FTA/EPAの範囲と野心のレベル、ならびに政治・協力に関する協定の範囲とレベルを明確にするため、議論を開始することに合意した。BRTでは、2011年9月の「日・EU FTA/EPAの締結に向けた緊急提言」において、EU・日本両政府に対し、高いレベルの野心を追求するとともに、日・EU双方が関心を有する全ての分野を対象に、貿易および投資に関連する商業的に重大なあらゆる障害を撤廃することを検討するよう求めた。同時に、両政府に対して、スコーピングの過程において誤解の余地を残さないこと、また、産業界の期待に沿わない結果とならないようスコーピング作業を進めることを要請した。また、BRTは、今後の全ての交渉を十分な透明性と産業界との密接な協力のもとで進めていくよう両政府に提案した。さらに、BRTは、政府の取組みを支援するために、相互の関心や懸念を十分に理解した上で、非関税障壁の問題について議論し、セクター別に具体的かつ現実的な解決策をとりまとめるよう、EUと日本の双方の産業界に呼びかけた。この取組みについて、2012年のBRT年次会合では、いくつかの前向きな成果が発表された。

3. 要請および提言

BRTは、欧州委員会および日本政府に対し、スコーピング作業を野心的な内容で完了させるために必要な残りの取組みを早急に進めるよう要請する。さらに、BRTは、欧州委員会および欧州理事会に対し、2011年5月の日・EU定期首脳協議で示さ

れ、かつ、BRTが2011年9月の「日・EU FTA/EPA締結に向けた緊急提言」の中で支持を表明した、高いレベルの野心を念頭におき、スコーピング作業における成果にもとづいて、日本とのFTA/EPAおよび政治・協力に関する協定についての交渉権限を欧州委員会が取得するために必要な作業を早急に進めるよう求める。また、日・EU経済関係の潜在的な成長力をさらに高め、顕在化させるために、野心的でバランスの取れた、互恵的かつ包括的な日・EU FTA/EPAを実現し、関税、非関税障壁、政府調達、投資、規制・基準の調和や相互承認等に関する主要な未解決の課題を解決するよう求める。

BRTは、世界の二大先進経済圏である日本とEUが、より開かれた自由な貿易・投資を促進し、規制・基準の調和を加速し、貿易における中小企業の潜在的な成長力を顕在化するために中小企業を支援する一方、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、ヘルスケア、情報通信技術（ICT）、航空宇宙産業、エネルギー、環境などの幅広い成長分野において協力関係を強化していくことによって、共に健全な、より力強い成長を実現し、世界経済の持続可能な発展に貢献できることを強く確信している。

BRTは、多国間貿易制度を支持し、WTOに対して、ドーハ開発アジェンダ交渉における膠着状態を打開し、多国間貿易のルール・基準を策定するための世界で唯一の国際機関として、強いリーダーシップを発揮し、自由貿易を推進するよう求め る。

BRTはまた、日・EU両政府に対して、以下を要請する。

(A) 貿易・投資と規制分野における協力

- BRTは、欧州委員会および日本政府に対し、スコーピング作業を野心的な内容で完了させるために必要な残りの取組みを早急に進めるよう要請する。さらに、

BRTは、欧州委員会および欧州理事会に対し、2011年5月の日・EU定期首脳協議で示され、かつ、BRTが2011年9月の「日・EU FTA/EPA締結に向けた緊急提言」の中で支持を表明した、高いレベルの野心を念頭におき、スコーピング作業における成果にもとづいて、日本とのFTA/EPAおよび政治・協力に関する協定についての交渉権限を欧州委員会が取得するために必要な作業を早急に進めるよう求める。また、日・EU経済関係の潜在的な成長力をさらに高め、顕在化するために、野心的でバランスの取れた、互恵的かつ包括的な日・EU FTA/EPAを実現し、関税、非関税障壁、政府調達、投資、規制・基準の調和や相互承認等に関する主要な未解決の課題を解決するよう求める。

- 日本とEUは共同で、WTOドーハ開発アジェンダにおける交渉の成功と、保護貿易主義との闘いを強固に支持する声明をWTOに求める。WTOは、ケース・バイ・ケースによる対応を推進させながら、その核となる機能、すなわち貿易自由化と貿易ルール制定に、より重点的に取り組むべきである。これは包括的市場アクセス交渉の利点を明らかにし、多国間貿易システムの弱体化を防ぐものとなる。
- 日・EU両政府は、新グローバルスタンダードの促進において、国際基準を適用し、協力を強化すべきである。両政府は、類似あるいは同等な製品基準に照らして承認された製品を相互に認識し、規制およびシステムを可能な限り統一するよう協力して取り組むべきである。
- 日本およびEU加盟国は、社会保障協定のネットワークを拡大するために、さらに取り組むべきである。また、受入国が年金保険料の支払いを一方的に免除できるか、国外居住者が母国に戻る際に保険料を全額返金できるかのどちらかを可能にする暫定措置を導入しなければならない。両政府とも、グローバル企業内部における個人データの安全な移動を可能にする国際的枠組みの導入を促進すべきである。

- ・ 日本とEUは、既存および将来的な規制に重点を置いた情報交換の強化により「ベター・レギュレーション」を徹底すべきである。
- ・ 日・EU両政府は、相互の市場において中小企業がビジネスチャンスを追求し確保できるよう、奨励及び支援するための措置を講じるべきである。FTA/EPA交渉を開始する場合は、その交渉の枠組み内で中小企業対策が講じられるよう具体的に検討されるべきである。

(B) ライフサイエンス・バイオテクノロジー、健康・福祉

一般課題

- BRTは日本政府に、日本の国家戦略としての「日本再生の基本戦略」の実現に向けたライフサイエンス・バイオテクノロジー (LS & BT) 分野における具体的な戦略及び行動計画の策定を求める。特に、健康分野における効率性の向上や食糧の安全と供給の確保、バイオテクノロジーにおけるイノベーションの改善に焦点をあてるべきである。

健康

- BRTは両政府に対し、革新的製品を推進するため医薬品のイノベーションに見合い、競争力のある価格制度を施行することを求めると同時に、日本政府に、後発医薬品が初めて上市された際の追加の薬価引き下げや市場拡大再算定を廃止することを求める。
- BRTは両政府に対し、医薬品及び医療機器の事業環境を改善させるために、日本・EU間の規制調和を進め、製造施設に関する重複した査察（非固形剤、医薬品原体）を避け、低リスクの医療機器に関する品質管理監査結果の認証を確保するための相互承認協定（MRA）を一層拡大することを求める。
- BRTは、日本・EU間における、非侵襲的な体外診断用医薬品・診断機器の製品認可に関する基準の国際調和を進めることを求める。
- BRTは日本政府に対し、医療用ガスGMPに関する厳格な規制の強化を求める。

アニマルヘルス

- BRTは両政府に対して、全ての動物用医薬品について、「1-1-1コンセプト（1つの書式－1回の審査－1度の決定）」を導入することを求める。それによって、製品認可に必要な要件のさらなる調和が進み、審査機関が短縮される。また、動物医薬品GMPの相互認証が可能となる。

- BRTは両政府に対し、アニマルヘルス分野における合理的責任のある抗生剤使用を促進することを求める。

植物プロテクションとバイオテクノロジー

- BRTは両政府に対し、GMOの市場受容の実現を目指し、官民一体となって、世界の食糧供給事情とそれに基づくGMOの有用性及び科学的安全性に関する国民啓発を図ることを求める。
- BRTは日本政府に対し、日本におけるより高い食糧自給に向けての具体的な行動計画を実行することを求める。
- BRTはEU政府に対し、植物プロテクション及び植物バイオテクノロジー分野における応用技術や製品審査に要する期間を短縮することを求める。

(C) イノベーションと情報通信技術

ICT

- 両当局は、それぞれの成長戦略とICT戦略の実行をすべきである。
- 両当局は、ICTサービスに関する貿易原則を調整すべきである。
- 両当局は、信頼された・安全なオンライン環境を構築すべきである。
- 両当局は、ICTにより支えられた堅牢な重要インフラを構築すべきである。
- 両当局は、次世代ブロードバンドネットワークを構築すべきである。
- 両当局は、社会問題解決に向けたICT利活用に対する努力を継続すべきである。
- 両当局は、クラウドコンピューティング時代においてデータ保護とイノベーションの調和を図るべきである。
- 両当局は、ITAの製品拡大と加盟国の拡大を進めるべきである。
- 両当局は、M2M通信とITSに関する規則の調和を図るべきである。
- 欧州当局は私的録音録画補償金制度の抜本的見直しを実施し電子書籍に対してVAT（付加価値税）の軽減税率を適用すべきである。

イノベーション全般

- 21世紀の社会問題に向けて両当局はEUと日本の協力を強化すべきである。
- 両当局は、日欧の地域クラスター間のビジネス協力を強化すべきである。

航空・宇宙・防衛に関するイノベーション

- 当局は両地域の産業協力を格上げすべきである
- 当局は環境問題に関する両地域の協力を拡大すべきである
- 双方の航空認定機関は、完全な両地域間の協定を締結すべきである。
- 当局はヘリコプターに関する低高度IFRルートと衛星によるナビゲーション規則の制定に関する協力が強化されるべきである。
- 当局は衛星技術に関する協力対話を確立すべきである。
- 当局は政府による衛星打ち上げの相互バックアップを確立すべきである。
- 当局はEUのガリレオと日本の準天頂衛星システムの緊密な協力を確立すべきである。
- 当局は宇宙のごみの除去に関する世界的な活動を主導すべきである。
- 当局は機密情報の交換に関する合意を拡大すべきである。
- 武器輸出三原則の緩和について、日本の当局は米国産業界に提供されるのと同様の機会をEU産業界にも与えるべきである。
- 日本の当局は、デモンストレーション目的に輸入された防衛機器の再輸出を簡素化すべきである。

(D) 金融サービス、会計および税制

- 規制は、経済に及ぼす広範な影響を考慮した上で導入されるべきである。さもなければ、金融セクターの安全性は高まるものの、経済の回復を牽引する役割を十分果たすことが困難となりかねない。さらに、各国における過度なリング・

フェンス政策と規制の重複は、効果的な監督とコーディネーションによって避けられるべきである。

- BRTは、利子控除を課税所得の50%（金利・減耗分の調整後）を上限とする2012年の税制改正案を見直すことを日本政府に提案する。この改正案は、外国投資家にとって自国と日本で金利の二重課税が課されることを意味し、日本への投資を減退させることになる。
- 欧州における今日の債務危機に対処するため、欧州政府は、潜在的な景気減速を最小限にとどめ、現状の悪化を防ぐため、いつ、どのように規制強化すべきかを慎重に検討すべきである。

(E) エネルギー、環境および持続可能な開発

- 自然災害と安全対策：地震と津波を受けた東北地方と、福島原子力発電所で起きた状況は、自然災害が起こった場合、海外の支援を迅速に受入れるには、より柔軟に対応することが必要であることがはっきりした。
- 代替エネルギーと再生可能エネルギー：長期的な競争価格、エネルギー自給、気候変動、エネルギー安全保障などは、原子力を含む代替エネルギーや再生可能エネルギーを考える場合の重要な要因である。電気自動車からスマート・シティ、スマート・グリッドにいたるまで蓄電池開発やそれらのアプリケーション開発は、特に日本とEUが支援し、インフラと規制の調和を推進すべきである。福島の事故の影響が残る中で、原子力エネルギーに対する安全体制強化への期待が高まっている。日本とEUは「世界安全基準」の推進、能力強化に協力し、洗練し独立した安全基準の機関を振興していかねばならない。
- 地球温暖化問題：地球温暖化ガスの排出量削減は喫緊の課題となっている。従って、日本とEUは主要排出国のすべてに新規の公正で有効な国際的な枠組みに参加してもらうことが必要である。同時に、日本とEUはエネルギー効率が良く、

二酸化炭素排出量の低い製品の使用を推進し、効果的な技術移転を支援し、革新的な解決方法創出に協力しなければならない。

- 希少金属資源と他の原材料の確保：日本とEUは、国際機関における活動を推進し、原材料に適用される規定を設定しなければならない。需要増大や供給量の限界から、資源の価格や供給量に圧力が加わるが、公正な対応をするには一定のルール設定が必要である。

上記(A)乃至(E)の項目は、5つのワーキングパーティの提言書の要約であり、本文詳細は、別添のとおりである。